

議案第44号

葛飾区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成24年6月11日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

子どもの医療費の助成対象者を葛飾区内に住所を有する子どもの保護者に改めるほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区子どもの医療費の助成に関する条例（平成5年葛飾区条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「区内」を「葛飾区内」に改め、「であって、次の各号のいずれかに該当するもの」を削り、同項各号を削り、同条第2項中「次の各号のいずれかに該当する者」を「子どもが次の各号のいずれかに該当するときは、当該子どもの保護者」に改め、同項第3号中「規則」を「葛飾区規則（以下「規則」という。）」に改める。

第6条第1項中「区」を「葛飾区」に、「国民健康保険法又は社会保険各法」を「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）」に改める。

第7条第1項中「医療証の交付を受けた対象者が」を削り、同条第2項中「同項の」を「助成する額を」に改める。

第7条の2を削る。

第8条中「医療証の交付を受けた」を削る。

付 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。